平成２１年（フ）第２１６４号
名古屋市西区浄心本通３丁目30番地の１
アーバンドエル庄内通1415号
債務者　宮本　幸子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１７９号
名古屋市北区尾上町１番地の２　尾上団地６棟710号、住民票上の住所名古屋市北区清水３丁目16番28号　三ッ輪タクシー寮
債務者　小島　新吾
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２２３号
愛知県大府市梶田町５丁目120番地の１
債務者　長瀬　麻子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３６０号
愛知県海部郡大治町大字花常字西江瑞25番地レジデンス弥生Ｂ101号
債務者　中野　　誠
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４２６号
名古屋市千種区自由ケ丘１丁目16番２―301号西田代荘
債務者　鵜飼　　普
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８０号
京都府宮津市字万年1044番地の３
債務者　溝口　成行
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第８１号
京都府宮津市字万年1044番地の３
債務者　溝口　悦子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第４４４１号
大阪府高槻市東天川３丁目６番５号
債務者　小野　哲也
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９２１号
大阪府箕面市桜井２丁目19番９―101号
債務者　深尾　悦司
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７０５号
大阪市生野区生野東３丁目１番43号
債務者　平岡　万征
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７６２号
大阪府東大阪市寿町３丁目11番18号　レオパレスシオン103号
債務者　永井　壽之
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８４９号
大阪市生野区田島１―17―13　新大阪病院寮、住民票上の住所大阪市生野区田島１丁目16番６号　新大阪病院
債務者　東　ちさと
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８５６号
大阪市住之江区中加賀屋２丁目２番３号　コーポラスクラッセ301号
債務者　下垣内敏子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８６８号
大阪市平野区喜連西２丁目11番35―306号
債務者　脇坂　貴子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１７５号
大阪府豊中市服部本町３丁目７番２号
債務者　向井　基次
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５３６号
大阪市平野区平野東３丁目３番２号
債務者　観野　麻希
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８５５号
大阪市大正区平尾４丁目21番14号
債務者　尾㚎原スズ子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０５２号
大阪府門真市大字ひえ島12番地の２
債務者　池田　政明
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部